

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1111 (2020. 9. 8)

新型コロナウイルス感染症への政策対応

—主要国の経済対策の概要—

はじめに

- I 経済状況
- II 経済対策の規模
- III 生活者への支援
- IV 雇用の維持等
- V 事業者への支援

おわりに

キーワード：新型コロナウイルス感染症、COVID-19、パンデミック、コロナショック、経済対策、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス

- 2019年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で世界的に広がった。世界各国は、感染拡大に対して、外出や営業を規制したため、経済活動は急縮小した。経済の落ち込みは、世界大恐慌以来の大きなものとも言われる。
- 日米英独仏のG5各国は、急激な景気悪化によって失業や倒産が加速度的に広がることを防止するため、新規あるいは既存制度を拡充する形で、大規模な財政、税制、金融措置を講じている。
- 家計には、納税猶予に加え、日米は給付金、英独は付加価値税の時限減税が措置される。雇用維持等には、休業補助や失業給付の拡充が措置されている。事業者には、納税猶予に加え、中小企業等への給付金等が措置されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

はじめに

2019年12月に中国で発生した新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）は、その後、数か月で世界中に感染が拡大した¹。感染症のまん延を防止するため、世界各国において、外出や営業が規制され、経済活動は急縮小した（以下「コロナショック」）。倒産や失業から国民生活を守るため、各国政府は大規模な経済対策を講じている。

本稿は、主要5か国（日米英独仏）の経済対策について概要を紹介する²。以下、世界経済の状況（Ⅰ）と各国の経済対策の規模（Ⅱ）を確認した上で、経済対策の内容を生活者支援（Ⅲ）、雇用維持等（Ⅳ）、事業者支援（Ⅴ）の3つの観点から整理する（巻末一覧表も参照）³。

Ⅰ 経済状況

世界各国において、感染症対策として、非常事態宣言が発出され、ロックダウン（我が国の自粛要請を含む。）が実施されたため、2020年前半の経済活動は供給面からも需要面からも急激に縮小した。現在は、規制が段階的に解除され、経済活動は徐々に再開しており、各国の大規模経済対策も実施されているが、コロナショックの規模は、世界金融危機（2007～2010年）時を上回り、世界大恐慌（1929～1930年代）以来の大きなものとなることが予想されている。

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）は、感染症の再流行が年内に生じる場合と、生じない場合に分けて、経済見通しを公表している（表1、図）⁴。再流行がない場合でも、2020年の実質経済成長率は、世界全体-6.0%、OECD諸国-7.5%となる。2021年は、ある程度回復するが、2019年の水準には達しない（累積実質成長率は世界全体-1.1%、OECD諸国-3.1%）。再流行が生ずれば、2020年の落ち込みが拡大し、2021年の回復も遅れ、2019年の水準を大きく下回る（同世界全体-5.1%、OECD諸国-7.3%）。

表1 OECD 経済見通し（2020年6月）

実質 GDP 成長率 (%)	再流行なし		再流行あり	
	世界	OECD	世界	OECD
2020年	-6.0	-7.5	-7.6	-9.3
2021年	+5.2	+4.8	+2.8	+2.2
累積	-1.1	-3.1	-5.1	-7.3

（出典）OECD, *OECD Economic Outlook*, Vol.2020 No.1, June 2020 を基に筆者作成。

図 世界全体実質 GDP の見通し（2019 第 4 四半期=100）



（出典）OECD, *OECD Economic Outlook*, Vol.2020 No.1, June 2020 を基に筆者作成。

* 本稿は2020年7月31日までの情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

¹ 新型コロナウイルス感染症の特徴、感染拡大の動向などについては、竹内優平「新型コロナウイルス感染症の状況—感染拡大防止に向けた経緯と課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1099号, 2020.6.15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11502549_po_1099.pdf?contentNo=1> を参照。

² 我が国の経済対策については、鎌倉治子「新型コロナウイルス感染症と経済対策—令和2年度第2次補正予算まで—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1102号, 2020.7.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11510678_po_1102.pdf?contentNo=1> を参照。

³ コロナショックに対しては、中央銀行の潤沢な資金供給、各種の資産買入れによる国債市場を始めとした金融市場の安定が、極めて重要な役割を担っているが、紙幅の関係から、本稿は政策金融を含む財政措置に焦点を当てた（中央銀行による金融政策は、本稿の対象外である）。

⁴ OECD, *OECD Economic Outlook*, Vol.2020 No.1, June 2020.

II 経済対策の規模

各国の経済対策には、主に、医療体制の支援や経済の急激かつ大幅な落込みへの対応策といった緊急対策的な性格のものと、消費を喚起するための景気対策的な性格のものがある。

1 日本

2020年4月7日⁵、政府は景気刺激策を含む事業規模約108.2兆円の経済対策を閣議決定した。その後の4月20日には、令和2(2020)年度第1次補正予算案の組替えに伴い、事業規模は約117.1兆円に修正され⁶、4月30日に対策の裏付けとなる第1次補正予算が成立した(以下「第1次対策」⁷)。また、5月27日には約117.1兆円の事業規模となる第2次補正予算案が閣議決定され、6月12日に第2次補正予算が成立した(以下「第2次対策」)。2つの対策を合わせた総事業規模は約233.9兆円(財政支出は約120.8兆円)⁸、対GDP比で約42%となった⁹。

2 米国

3月以降、4度にわたり、連邦政府により経済対策が策定された。3月6日には、第1弾となる「新型コロナウイルス対策・対応補正予算案」¹⁰(以下「第1次対策」)が約83億ドル(約0.9兆円¹¹)の歳出規模で制定された。3月18日には第2弾として、歳出規模約1000億ドル(約10.9兆円)の「家族第一・新型コロナウイルス対策法」¹²(以下「第2次対策」)が制定され、3月27日には歳出規模約2.2兆ドル(約239.8兆円)の「新型コロナウイルス支援・救済・経済安全保障法(CARES法)」¹³(以下「第3次対策」)が制定された。さらに、主に融資財源の枯渇を補うため、約4840億ドル(約52.8兆円)の追加対策「給与保護プログラム及び医療強化法」¹⁴(以下「第4次対策」)が4月24日に制定された。一連の経済対策による連邦支出は、総額で対GDP比約13%に上る見込みである¹⁵。

⁵ 以下、特に断らない限り、日付は2020年のものである。

⁶ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更) pp.38-40. 内閣府ウェブサイト <https://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/2020/200420_taisaku.pdf> なお、事業規模とは財政支出額(国費及び財政投融资)に地方財政支出、納税等猶予額、利子補給対象民間融資額等を加えたものであり、令和元(2019)年度予備費及び補正予算対応分を含む。

⁷ 経済対策の略称では、国名を原則として省略し、必要に応じて補記する(以下同じ)。

⁸ 合計の算出にあたり、新型コロナウイルス感染症対策予備費0.2兆円が、重複分として控除されている(財務省「説明資料(新型コロナウイルス感染症に係る対応について)」2020.6.1, p.8. <https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20200601/01.pdf>)。

⁹ 経済対策の規模対GDP比については、各国政府資料等から筆者試算(以下同じ。なお、各国のGDPは2019年(暦年)の値であり、英国、ドイツは確報値、フランスは速報値、日本、米国は推計値を参照している。)

¹⁰ Coronavirus Preparedness and Response Supplemental Appropriations Act, 2020 (P.L.116-123) <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/6074>>

¹¹ 邦貨換算にあたっては、“Exchange Rates selected indicators.” International Monetary Fund Website <<https://data.imf.org/regular.aspx?key=61545862>> における2019暦年の実績値(月次データの平均)に基づき、以下、次のレートを用いる。1ドル=109.01円、1ポンド=139.14円、1ユーロ=122.03円

¹² Families First Coronavirus Response Act (P.L.116-127) <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/6201>>

¹³ Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act or the CARES Act (P.L.116-136) <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/748>>

¹⁴ Paycheck Protection Program and Health Care Enhancement Act (P.L.116-139) <<https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/266>>

¹⁵ その後、地方政府への支援、家計への減税・給付等を含む約3兆ドル(約327兆円)規模の法案(H.R.6800 -

3 英国

政府は、3月11日に発表した2020年度予算書¹⁶及び予算演説¹⁷において、約300億ポンド（約4.2兆円）をコロナ対策に充てることを明らかにした（以下「第1次対策」）。3月17日には、銀行融資に対する保証を中心とした、総額約3500億ポンド（約48.7兆円）の大型対策が発表され¹⁸（以下「第2次対策」）、さらに3月20日には、従業員の給与補償等を含む追加対策が公表された¹⁹（以下「第3次対策」）。また、政府は7月8日に、経済活動の再開を見据えた景気刺激策として、外食等の付加価値税の一時的な軽減を含む約300億ポンド（約4.2兆円）規模の追加対策を発表した²⁰（以下「第4次対策」）。英国の経済対策は、対GDP比で約24%の規模となっている。

4 ドイツ

連邦政府は、3月23日に、第1弾となる約7500億ユーロ（約91.5兆円）の経済対策を発表した。この経済対策の実施のため、3月27日には「2020年度第1次補正予算法」²¹や「経済安定化基金法」²²が成立した（以下「第1次対策」）。また、4月22日には、与党連立委員会から、約100億ユーロ（約1.2兆円）規模の対策が発表された²³（以下「第2次対策」）。さらに、6月3日には、新たな景気刺激策として、約1300億ユーロ（約15.9兆円）規模の経済対策が発表され、7月3日には「第2次補正予算法」²⁴が成立した（以下「第3次対策」）。ドイツにおける経済対策は、対GDP比で約26%の規模となっている。

5 フランス

政府は、3月17日に、約450億ユーロ（約5.5兆円）の財政措置や、銀行融資に対する約3000億ユーロ（約36.6兆円）の政府保証を含む経済対策を発表し、「2020年度第1次補正予算法」²⁵（以下「第1次対策」）が3月23日に制定された。また、4月15日に政府は、財政措

The HEROES Act) が民主党から提出され、5月15日に下院を通過した。一方、共和党は約1兆ドル（約109兆円）規模の法案 (S.1624 - HEALS Act) を上院に提示し、与野党で議論が行われている。

¹⁶ HM Treasury, “Budget 2020,” HC 121, 11 March 2020, p.37. GOV.UK Website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/871799/Budget_2020_Web_Accessible_Complete.pdf>

¹⁷ “Budget Speech 2020,” 11 March 2020. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/speeches/budget-speech-2020>>

¹⁸ “Chancellor announces additional support to protect businesses,” 17 March 2020. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/news/chancellor-announces-additional-support-to-protect-businesses>>

¹⁹ “Chancellor announces workers’ support package,” 20 March 2020. *ibid.* <<https://www.gov.uk/government/news/chancellor-announces-workers-support-package>>; Coronavirus Act 2020 c.7. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/7/contents>>

²⁰ “Chancellor’s Plan for Jobs to help the UK’s recovery,” 8 July 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/rishis-plan-for-jobs-will-help-britain-bounce-back>>; “A Plan for Jobs speech,” 8 July 2020. *idem* <<https://www.gov.uk/government/speeches/a-plan-for-jobs-speech>>; HM Treasury, “Plan for Jobs,” CP 261, July 2020. *idem* <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/898421/A_Plan_for_Jobs_Web_.pdf>

²¹ Gesetz über die Feststellung eines Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2020 (Nachtragshaushaltsgesetz 2020) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 556) <https://www.bundeshaushalt.de/fileadmin/de.bundeshaushalt/content_de/dokumente/2020/soll/Nachtrags-HH_2020_geschuetzt.pdf>

²² Gesetz zur Errichtung eines Wirtschaftsstabilisierungsfonds (Wirtschaftsstabilisierungsfondsgesetz - WStFG) vom 27. März 2020 (BGBl. I S.543) <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Gesetzestexte/Gesetze_Gesetzesvorhaben/Abteilungen/Abteilung_II/19_Legislaturperiode/2020-03-27-WStFG/4-Verkuendetes-Gesetz.pdf?__blob=publicationFile&v=1>

²³ “Ergebnis Koalitionsausschuss 22.4.2020.” Christlich Demokratische Union Deutschlands website <<https://www.cdu.de/corona/ergebnis-koalitionsausschuss>>

²⁴ Gesetz über die Feststellung eines Zweiten Nachtrags zum Bundeshaushaltsplan für das Haushaltsjahr 2020 (Zweites Nachtragshaushaltsgesetz 2020) vom 14. Juli. 2020 (BGBl. I S. 1669) <https://www.bundeshaushalt.de/fileadmin/de.bundeshaushalt/content_de/dokumente/2020/soll/2_Nachtrags-HH_2020_getaggt.pdf>

²⁵ Loi n° 2020-289 du 23 mars 2020 de finances rectificative pour 2020 <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2020/3/2>>

置を約 1100 億ユーロ（約 13.4 兆円）に拡大するとともに、政府保証枠の充実を図る補正予算案を閣議決定し、4 月 25 日に「第 2 次補正予算案」²⁶（以下「第 2 次対策」）が制定された。さらに、6 月 10 日には議会に補正予算案が提出され、7 月 30 日に「第 3 次補正予算案」²⁷（以下「第 3 次対策」）が制定された。これにより財政措置は約 1360 億ユーロ（約 16.6 兆円）に拡張され、フランスにおける経済対策の総額は、対 GDP 比で約 19%となっている²⁸。

III 生活者への支援

1 家計向け給付

家計への支援を目的とする給付には、主に、①国民の幅広い層を対象とする給付金、②子育て世帯を対象とする給付金がある。以下では日本、米国、ドイツの給付を紹介する。

(1) 日本

4 月の第 1 次対策の一環として、全住民に 1 人当たり 10 万円を給付する「特別定額給付金」が、第 1 次補正予算で措置された（所要額は 12 兆 8803 億円）²⁹。給付対象者は、基準日（4 月 27 日）に住民基本台帳に記載されている者である。原則として、給付は世帯単位で行われ、受給権者は世帯主である³⁰。申請は、原則として、郵送又はオンラインによって行われる（オンライン申請は受給権者がマイナンバーカードを所持している場合に限る。）。給付は、原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振込によって行われる。

第 1 次対策では、子育て世帯への臨時特別給付金も設けられた。4 月分（3 月まで中学生であった児童の場合は 3 月分）の児童手当の受給者に対して、児童 1 人につき 1 万円が支給される³¹。

なお、特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金は非課税所得とされる。

(2) 米国

3 月の第 3 次対策で、CARES 法に基づき、「経済的影響給付金」（Economic Impact Payment）が支給された（所要額は 2930 億ドル（約 31.9 兆円））。給付対象者は、有効な社会保障番号（Social Security number: SSN）を有している米国市民（国籍保有者）及び永住権又は居住権を持つ外国人である。給付額は対象者 1 人当たり最大 1,200 ドル（約 13.1 万円）であり、子ども

3/CPAX2007903L/jo/texte>

²⁶ Loi n° 2020-473 du 25 avril 2020 de finances rectificative pour 2020 <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2020/4/25/CPAX2009624L/jo/texte>>

²⁷ Loi n° 2020-935 du 30 juillet 2020 de finances rectificative pour 2020 <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2020/7/30/ECOX2013576L/jo/texte>>

²⁸ フランスの経済対策については、三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処する予算」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.6-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520845_po_02840203.pdf?contentNo=1> も参照。

²⁹ 4 月 7 日に閣議決定された当初の第 1 次補正予算案においては、収入が減少し、所得が一定水準以下となった世帯に対して、1 世帯当たり 30 万円の給付が予定されていた（予算額 4 兆 206 億円）。しかしながら、同給付については、世帯間の不公平感や受給要件の分かりにくさに対して世論が反発した。そのため、政府は、4 月 20 日に、当初の給付金の案を撤回して全住民への一律 10 万円の給付金を盛り込んだ第 1 次補正予算案を改めて閣議決定した。「国民一律 10 万円給付へ、政府・与党「減収世帯 30 万円」撤回、財源 12 兆円に」『日本経済新聞』2020.4.17.

³⁰ 「特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html>

³¹ 「子育て世帯への臨時特別給付金について」内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/rinjij/gaiyo.pdf>> 児童手当には所得制限（専業主婦世帯で児童が 2 人の場合 736 万円（収入額 960 万円））がある。

1人当たり最大500ドル（約5.5万円）が加算される。ただし、一定の所得を超えた場合には、所得に応じて給付額が減額され、さらに一定の所得を超えると給付は行われない。なお、経済的影響給付金は非課税所得とされる³²。

給付金は、確定申告³³を行っている場合、その情報を基に、通常の税還付先として申告された銀行口座に振り込まれる。低所得者など確定申告を行わない者は、内国歳入庁に名前や住所等の個人情報を登録し、その情報を基に銀行振込又は小切手の郵送によって給付が行われる。

CARES法の成立後、速やかに給付が開始された。財務省及び内国歳入庁は、6月3日に、給付開始から2か月で1億5900万件（2670億ドル（約29.1兆円）超）の給付が完了したと発表した³⁴。こうした迅速な給付の背景には、SSNを基に管理されている納税情報などを利用して給付が行われたため、多くの対象者は申請を行う必要がなかったこと等がある³⁵。

(3) ドイツ

ドイツでは、「児童ボーナス」（Kinderbonus）の給付が行われる。児童手当の受給者に対して、子（原則として18歳未満の子）1人につき300ユーロ（約3.7万円）の一時金が支給される（第3次対策で措置、所要額は43億4500万ユーロ（約5302億円））。児童ボーナスは非課税であるものの、高所得世帯の場合、児童ボーナスは児童控除と相殺される³⁶。

2 税制面での支援

日本、米国、ドイツにおいては、所得が急減した家計を支援するため、所得税等の納税猶予が導入されている。税制面での特徴的な支援としては、英国とドイツが景気刺激策の一環として付加価値税率³⁷を時限的に引き下げることが挙げられる³⁸。

³² “Economic Impact Payment Information Center.” IRS website <<https://www.irs.gov/coronavirus/economic-impact-payment-information-center>> 所得税の申告単位に応じて所得制限は異なる。単身又は夫婦個別申告の場合、75,000ドル（約818万円）を超えると減額され、99,000ドル（約1079万円）を超えると給付は行われない。特定世帯主（ひとり親）の場合、112,500ドル（約1226万円）を超えると減額され、136,500ドル（約1488万円）を超えると給付は行われない。夫婦共同申告の場合、150,000ドル（約1635万円）を超えると減額され、198,000ドル（約2158万円）を超えると給付は行われない。

³³ 一定の収入がある場合、給与所得者を含む全ての納税者は、原則として確定申告を行う必要がある。

³⁴ “Treasury, IRS Announce Delivery of 159 Million Economic Impact Payments,” 2020.6.3. U.S. Department of the Treasury website <<https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm1025>>

³⁵ Government Accountability Office, “COVID-19: Opportunities to Improve Federal Response and Recovery Efforts,” 2020.6.25. <<https://www.gao.gov/reports/GAO-20-625/>>; 「マイナンバー活用、海外と差 10万円給付で注目、情報連携・口座接続で遅れ」『日本経済新聞』2020.5.16。一方、死亡者に対する過誤給付が約110万件発生したといった問題も指摘されている（*idem*）。

³⁶ Zweites Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Zweites Corona-Steuerhilfegesetz) vom 29. Juni 2020 (BGBl. I S. 1512); “Mit Zuversicht und voller Kraft aus der Krise.” Bundesministerium der Finanzen Website <<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Schlaglichter/Konjunkturpaket/2020-06-03-konjunkturpaket-beschlossen.html>>; “Entwurf eines Zweiten Gesetzes zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Zweites Corona-Steuerhilfegesetz).” <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/200/1920058.pdf>>; 泉眞樹子「【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520846_po_02840204.pdf?contentNo=1> ドイツでは、児童手当と児童控除が併存しており、いずれか有利な方が適用される。中低所得者の場合は児童手当が、高所得者の場合は児童控除が有利となる。

³⁷ 付加価値税は財やサービスを販売した事業者によって支払われる税であるが、税負担を最終的に担うのは消費者としての個人であるため、ここでは、付加価値税率の引下げを「生活者への支援」として位置付けることとした。

³⁸ 付加価値税率の引下げには納税者である事業者を支援するという側面もある。例えば、英国政府は、付加価値税率の引下げによって、15万以上の事業者に対して恩恵がもたらされると見込んでいる。

(1) 英国

7月に発表された第4次対策で、7月15日から2021年1月12日までの時限措置として、現行の付加価値税制度で標準税率（20%）が適用されているレストランやパブ等における飲食の提供（酒類を除く。）や宿泊及び娯楽サービスの提供が、軽減税率（5%）の対象とされる。当該措置による減収額は、41億ポンド（約5700億円）と見込まれている³⁹。

(2) ドイツ

6月に発表された第3次対策で、7月1日から12月31日までの時限措置として、付加価値税の標準税率は19%から16%に、軽減税率⁴⁰は7%から5%に引き下げられる⁴¹。当該措置に伴う減収額は、196億ユーロ（約2.4兆円）と見込まれている。また、7月1日から2021年6月30日までの時限措置として、レストラン及び宅配サービスにおける食品（飲料を除く。）の提供サービス等（従来は標準税率（19%）の適用対象）を軽減税率の適用対象とする措置も講じられている（第2次対策で措置）⁴²。

IV 雇用の維持等

1 日本

感染症の感染拡大に伴い、政府は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する既存の雇用調整助成金につき、助成率の拡充（中小企業 2/3→4/5、大企業 1/2→2/3。解雇等を行わない場合は中小企業 10/10、大企業 3/4）、上限額の引上げ（日額 8,330 円→15,000 円）、支給要件の緩和、雇用保険被保険者でない労働者への対象拡大を行った（第1・2次対策）⁴³。他方で、申請手続きの煩雑さや企業の手持ち資金の少なさから、事業主が同助成金を利用せず、休業手当が支払われないケースが相次いだため、中小企業の労働者に休業前賃金の80%（日額上限 11,000 円）を直接給付する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を創設した（第2次対策）⁴⁴。

このほか、感染症の影響により離職を余儀なくされたなどの一定の要件を満たせば、失業手当の給付日数を最大で60日延長する措置を講じた（第2次対策）⁴⁵。また、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主に、休暇中に支払った賃金相当額（当初の日額上限 8,330 円、後に 15,000 円に引上げ）を助成する制度を新設した（第1・2次対策）⁴⁶。

³⁹ HM Treasury, *op.cit.*(20), p.7.

⁴⁰ 軽減税率は、飲食料品、書籍・新聞・雑誌、劇場等の入場料、旅客輸送、宿泊等に適用される。

⁴¹ Zweites Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Zweites Corona-Steuerhilfegesetz) vom 29. Juni 2020 (BGBl. I S. 1512); “Mit Zuversicht und voller Kraft aus der Krise,” *op.cit.*(36)

⁴² Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Corona-Steuerhilfegesetz) vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1385); 泉 前掲注(36)

⁴³ 厚生労働省ほか「雇用調整助成金ハンドブック（簡易版）—雇用維持に努力される事業主の方々へ— 令和2年6月12日現在」p.1. <<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000644877.pdf>>

⁴⁴ 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 Q&A」p.2. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646901.pdf>>

⁴⁵ 厚生労働省ほか「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について」<<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000655461.pdf>>

⁴⁶ 厚生労働省・都道府県労働局「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金をご活用ください」2020.6.12. <<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000639279.pdf>> 等。個人事業主向けの制度（当初の支給額は1日当た

2 米国

連邦政府は、従業員 500 人以下の中小企業等に対し、最大で全従業員の平均月額給与の 2.5 か月に相当する金額（上限 1000 万ドル（約 10.9 億円））の融資を提供し、融資開始後一定期間（当初は 8 週間、後に 24 週間に延長）の雇用水準及び給与水準の維持を条件として、当該期間内に支払った人件費、家賃等の返済を免除する⁴⁷「給与保護プログラム」（Paycheck Protection Program: PPP）を創設した（第 3 次対策）⁴⁸。制度開始後、予算を増額したほか（第 4 次対策）、返済免除要件の緩和等⁴⁹、申請期限の延長⁵⁰を相次いで行った。また、「従業員雇用継続税額控除」（Employee Retention Credit）を導入した（第 3 次対策）。これは、雇用主の支払う給与税（employment tax）の税額控除（還付可能）であり、感染症により経済的苦境にある雇用主が支払った給与（従業員 1 人当たり最大 1 万ドル（約 109.0 万円））の 50%相当額が適用される⁵¹。

さらに、失業保険給付を拡充するプログラムとして、①通常は失業保険の受給資格がない自営業者等に給付する「パンデミック失業支援」（Pandemic Unemployment Assistance）、②失業保険給付の受給期間満了者の給付期間を最大 13 週間延長する「パンデミック緊急失業補償」（Pandemic Emergency Unemployment Compensation）、③7 月末までの失業保険給付に対して週当たり 600 ドル（約 6.5 万円）を増額する「連邦パンデミック失業補償」（Federal Pandemic Unemployment Compensation）を導入した（第 3 次対策）⁵²。

3 英国

政府は、感染症の影響を受けた事業主が、従業員を一時帰休にして雇用を維持する場合に、月額 2,500 ポンド（約 34.8 万円）を上限として給与の 80%を助成する「新型コロナウイルス雇用維持スキーム」（Coronavirus Job Retention Scheme）を導入した（第 3 次対策）⁵³。助成部分に係る社会保険料等の事業主負担分も支給される⁵⁴。当初の対象期間は、3 月 1 日からの 3 か月間で、順次延長されてきたものの、10 月末をもって終了する⁵⁵。さらに 8 月以降、事業主が従

り 4,100 円、後に 7,500 円に引上げ）も新設されている（「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html>）。

⁴⁷ 非人件費は、返済免除総額の一定割合（当初は 25%、後に 40%に引上げ）を超えて免除されない。

⁴⁸ “Paycheck Protection Program (PPP) Information Sheet: Borrowers,” 2020.3.31. U.S. Department of the Treasury Website <<https://home.treasury.gov/system/files/136/PPP--Fact-Sheet.pdf>>

⁴⁹ Robert Jay Dilger et al., “COVID-19 Relief Assistance to Small Businesses: Issues and Policy Options,” *CRS Report*, R46284, July 20, 2020, p.39. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46284>>

⁵⁰ “Paycheck Protection Program.” U.S. Small Business Administration Website <<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/paycheck-protection-program>>

⁵¹ “Employee Retention Credit.” Internal Revenue Service Website <<https://www.irs.gov/coronavirus/employee-retention-credit>> なお、当該税額控除と給与保護プログラム（PPP）は併用できない（多くの中小企業にとって給与保護プログラム（PPP）の方が有利とされる。）。

⁵² “U.S. Department of Labor Announces New CARES Act Guidance on Unemployment Insurance for States in Response to COVID-19 Crisis,” April 2, 2020. U.S. Department of Labor Website <https://www.dol.gov/newsroom/releases/eta/eta20200402-0?_ga=2.83258192.750016018.1594733495-180575426.1594733495>

⁵³ HM Revenue & Customs, *Claim for your employees' wages through the Coronavirus Job Retention Scheme: A step by step guide for employers*, Version 5, p.2. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/894161/Coronavirus_Job_Retention_Scheme_step_by_step_guide_for_employers.pdf>

⁵⁴ *ibid.*

⁵⁵ “Chancellor extends furlough scheme to end of June,” 17 April 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/chancellor-extends-furlough-scheme-to-end-of-june>>; “Chancellor extends furlough scheme until October”, 12 May 2020. *idem* <<https://www.gov.uk/government/news/chancellor-extends-furlough-scheme-until-october>>; “Changes to the Coronavirus Job Retention Scheme,” 1 July 2020. *idem* <<https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-the-coronavirus-job-retention-scheme/changes-to-the-coronavirus-job-retention-scheme>>

業員に支払うべき給与水準は引き続き 80%であるが⁵⁶、政府の助成を段階的に削減する(表 2)。他方で、2021 年 1 月末まで一時帰休中の従業員の雇用を維持した場合、1 人当たり 1,000 ポンド(約 13.9 万円)を事業主に支給する制度 (Job Retention Bonus) を導入することとした(第 4 次対策)⁵⁷。

また、今後、低所得層向け給付(ユニバーサル・クレジット)を受給中で長期的失業のリスクがある 16~24 歳の者を雇った事業主に、1 週につき最低賃金 25 時間分等を 6 か月間支給する制度(Kickstart Scheme)を創設する(第 4 次対策)⁵⁸。

4 ドイツ

ドイツにはかねてから、企業が経済的要因等によって一時的に労働時間短縮(操業短縮)を行い従業員の雇用維持を図る場合に、従業員の手取り収入減少分の 60%(子がいる場合は 67%)の補償を企業が政府に申請できる操業短縮手当(Kurzarbeitergeld)がある⁵⁹。感染症の感染拡大に伴い、連邦政府は、まず操業短縮手当の支給要件の緩和(操業短縮対象従業員が全体に占める割合の引下げ(1/3 以上→1/10 以上)等)、派遣労働者への対象拡大、操業短縮中は事業主が支払わなければならない社会保険料の全額補填を実施し(第 1 次対策)、追加支援策として、手取り収入減少分の補填率の引上げ(50%以上労働時間を短縮して同手当を受給している者につき、4 か月目から 70%(子がいる場合は 77%)、7 か月目から 80%(同 87%)に引上げ)を行った(第 2 次対策)⁶⁰。

このほか、失業手当の受給資格が 5 月 1 日から 12 月 31 日までに満了する失業者には、3 か月の延長を認めた(第 2 次対策)⁶¹。また、学校の休校等により収入損失を被っている 12 歳未満の子を持つ親に、月額 2,016 ユーロ(約 24.6 万円)を上限として、手取収入の 67%を最大 10 週間(当初は 6 週間)付与している(ひとり親には最大 20 週間)⁶²。

表 2 英国のコロナウイルス雇用維持スキーム(8 月以降)

	政府助成	事業主負担
8 月	給与の 80% (2,500 ポンド (約 34.8 万円))	社会保険料等
9 月	給与の 70% (2,187.50 ポンド (約 30.4 万円))	給与の 10% (312.50 ポンド (約 4.3 万円)) 及び社会保険料等
10 月	給与の 60% (1,875 ポンド (約 26.1 万円))	給与の 20% (625 ポンド (約 8.7 万円)) 及び社会保険料等

(注) 括弧内の金額は月額上限額。

(出典) “Changes to the Coronavirus Job Retention Scheme,” 1 July 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-the-coronavirus-job-retention-scheme/changes-to-the-coronavirus-job-retention-scheme>> を基に筆者作成。

⁵⁶ “Changes to the Coronavirus Job Retention Scheme,” *ibid.*

⁵⁷ HM Treasury, *op.cit.*(20), pp.7-8.

⁵⁸ *ibid.*, pp.8-9.

⁵⁹ 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.4-5. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

⁶⁰ 同上; 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法(その 2)」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.13-14. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512840_po_02840104.pdf?contentNo=1>; “Erleichtertes Kurzarbeitergeld,” 28 Mai 2020. Bundesministerium für Arbeit und Soziales Website <<https://www.bmas.de/DE/Schwerpunkte/Informationen-Corona/Kurzarbeit/kurzarbeit.html>>; Federal Ministry of Labour and Social Affairs, “Questions and answers relating to short-time work (Kurzarbeit) and skills development,” 23 June 2020, pp.1-2. <https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/kug-faq-kurzarbeit-und-qualifizierung-englisch.pdf?__blob=publicationFile&v=13>

⁶¹ 泉「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法(その 2)」同上

⁶² “Entschädigungsanspruch,” 6 Juli 2020. Bundesministerium für Arbeit und Soziales Website <<https://www.bmas.de/DE/Schwerpunkte/Informationen-Corona/EntschaeDIGung-Eltern/entschaedigung-eltern.html>>; 泉 前掲注(59), pp.6-7. 当該制度は、第 1 次対策により創設された。

5 フランス

フランスではかねてから、企業が経営困難に陥り事業活動の縮小等を余儀なくされた場合、雇用を維持するための補償として、事業主が従業員に税等控除前の給与の70%を支払う休業手当⁶³の一部を政府が支給する⁶⁴部分的失業制度（*chômage partiel*）がある⁶⁵。感染症の感染拡大を受けて、政府は、3月以降、事業主に対して月額6,927ユーロ（約84.5万円。最低賃金の4.5倍相当額）を上限として休業手当の全額を補填することとした（第1次対策）⁶⁶。第2・3次対策において予算を増額したが、その一方で、6月1日から、経済活動を徐々に再開させている部門につき、休業手当額を維持しつつ補填率を85%に引き下げており、さらに10月1日から、休業手当を給与の60%に減額し、補填率も60%に低減させる⁶⁷。ただし、7月1日から、重大かつ長期的な打撃を受けた産業（航空機産業や自動車産業等）向けに、休業手当額が税等控除前の給与の70%、補填率が85%の新制度を導入している⁶⁸。なお、学校の休校等の影響を受けた16歳未満の子を持つ親がテレワーク等を選択できない場合に、傷病手当（総収入の90%）を支給する措置が講じられ、5月1日から当該措置は部分的失業制度に切り替えられたが（第2次対策）、7月5日以降はこの制度が適用されなくなった⁶⁹。

このほか、政府は、8月から2021年1月までの間に25歳未満の者を最低賃金の2倍までの賃金により3か月以上の雇用期間で採用した事業主に対して、原則では最大で1年間、4,000ユーロ（約48.8万円）を援助する制度等の若年者雇用促進策を打ち出している⁷⁰。

V 事業者への支援

1 給付金

各国における今般の経済対策では、緊急融資、公的信用保証、納税猶予等の従来型の資金繰り支援（後述）に加え、事業者に対して使途に制限を設けない資金を給付する措置⁷¹が導入され

⁶³ Ministère du Travail, “Dispositif Exceptionnel d’Activite Partielle: Précisions sur les évolutions procédurales et questions-réponses,” 10 juillet 2020, p.7. <<https://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/covid19-doc-precisions-activite-partielle.pdf>> 下限額は、1時間当たり8.03ユーロ（約980円）。

⁶⁴ 従業員250人以下の企業には従業員1人1時間当たり7.74ユーロ（約940円）、251人以上の企業には7.23ユーロ（約880円）の助成金が支給される。

⁶⁵ 「フランス 既存の部分的失業制度や健康保険の特別措置で対応」『Business labor trend』2020.7, pp.15, 18.

⁶⁶ “Dispositif de chômage partiel.” *economie.gouv.fr* Website <<https://www.economie.gouv.fr/covid19-soutien-entreprises/d-ispositif-de-chomage-partiel>>; “Activité partielle: démarches de l’employeur (chômage partiel ou technique),” 2 juillet 2020. *Service-Public.fr* Website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F23503>> 下限額は、1時間当たり8.03ユーロ（約980円）。

⁶⁷ “Chômage partiel: quels seront mes revenus?” 29 juin 2020. *Service-Public.fr* Website <<https://www.service-public.fr/particuliers/actualites/A13976>>

⁶⁸ “Mise en place d’un nouveau dispositif: l’Activité Partielle de Longue Durée (APLD),” 30.7.2020. Ministère du Travail, de l’Emploi et de l’Insertion Website <<https://travail-emploi.gouv.fr/actualites/presse/communiqués-de-presse/article/mise-en-place-d-un-nouveau-dispositif-l-activite-partielle-de-longue-duree-apld>>; “Frontières, ondes, chômage partiel, tabac... Ce qui change au 1er juillet,” *Les Echos*, 1 juil 2020. <<https://www.lesechos.fr/politique-societe/societe/frontieres-ondes-chomage-partiel-tabac-ce-qui-change-au-1er-juillet-1220059>>

⁶⁹ OECD, “Policy responses to the Covid-19 crisis”, 24 July 2020. <<http://www.oecd.org/social/soc/Covid-19-Employment-and-Social-Policy-Responses-by-Country.xlsx>>; Ministère du Travail, *op.cit.*(63), p.26.

⁷⁰ “#1jeune1solution: Au sortir de la crise de la Covid-19, accompagner les 16-25 ans pour construire leur avenir,” 23 juillet 2020. Ministère du Travail, de l’Emploi et de l’Insertion Website <https://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/dp_pl_an_jeunes.pdf>

⁷¹ 国によって、名称は給付金、支援金、助成金などと異なるが、本稿では、資金使途に細かな制限を設けない事前給付型の資金給付を「給付金」と定義し、各国の事例を紹介する。

た。事業者向けの給付金は、少なくとも日本において過去に例がなく、異例の支援措置と言える⁷²。

(1) 日本

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小・小規模事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金（持続化給付金）が4月の第1次対策で措置された。

持続化給付金の支給対象は、大企業（資本金10億円以上）を除く中堅・中小企業等であり、医療法人、農業法人、NPO法人といった会社以外の法人や、フリーランスを含む個人事業主も対象となる。給付要件は、①2019年以前から事業により事業収入（売上げ）を得ており、今後も事業を継続する意思があること、②1月以降、感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること等である。給付金額は、中堅・中小企業に対しては最大200万円、個人事業主やフリーランスに対しては最大100万円となっており、給付金は課税対象となる⁷³。

その後、6月の第2次対策により、新たに、①主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業主やフリーランス、②1～3月の間に創業した中小企業・個人事業主を給付対象に含める制度拡充が行われた（6月29日から申請受付を開始）⁷⁴。

(2) 米国

連邦政府は、事業者に対する給付金を実施していない。ただし、中小企業等を対象とし、給付的機能を併せ持った資金繰り支援として、給与保護プログラム（PPP, IV2参照）や経済的損害・災害融資プログラム（EIDL, V4（2）参照）が行われている⁷⁵。

(3) 英国

中小企業向けの給付金（助成金）として、3種類の支援スキームが実施された。まず、中小企業助成金（Small Business Grant Fund: SBF）は、事業用資産に対する固定資産税（business rates）の減免措置等を受けている企業に対して、1万ポンド（約139万円）の助成金を一括給付する。小売、観光、レジャー産業の中小企業向け助成金（Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund: RHLGF）は、固定資産税の課税の元となる不動産評価額が5.1万ポンド（約710万円）未満の企業に対して、最大2.5万ポンド（約348万円）を給付する⁷⁶。両制度は、3月11日にその概要が公表され、3月17日発表の第2次対策において給付規模が拡充された。

⁷² 「新型コロナウイルス感染症対策本部（第26回）」2020.4.6. 首相官邸ウェブサイト <https://www.kantei.go.jp/jp/9_8_abe/actions/202004/06corona.html> 等。

⁷³ 「持続化給付金に関するお知らせ」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>> なお、給付金は益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ課税所得は生じず、その場合は課税対象にならない。

⁷⁴ また、第1・2次対策では、地方自治体への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も措置された（第1次対策：1兆円、第2次対策：2兆円）。同交付金は、休業要請に伴う協力金等に充当が可能である。

⁷⁵ いずれも融資の形態をとっているが、融資額のうち給与、賃料等に充てた部分の返済が事後的に免除される仕組みや、返済不要な緊急資金の事前給付の仕組みがあるため、給付的機能を併せ持つ支援措置と言える。

⁷⁶ “Check if you’re eligible for the coronavirus Small Business Grant Fund,” 2020.5.1. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/guidance/check-if-youre-eligible-for-the-coronavirus-small-business-grant-fund>>; “Check if you’re eligible for the coronavirus Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund,” 2020.5.1. *idem* <<https://www.gov.uk/guidance/check-if-youre-eligible-for-the-coronavirus-retail-hospitality-and-leisure-grant-fund>>

その後、5月1日には、2つの助成金の対象から外れてしまう中小企業（うち従業員50人未満）に対する支援として、地方自治体裁量助成金が追加され、シェアオフィス等の不動産関連の固定費負担がある中小企業等に対して、自治体ごとに決められた助成金（2.5万ポンド（約348万円）、1万ポンド（約139万円）又は1万ポンド（約139万円）未満）が給付される⁷⁷。以上の3種類の助成金は、いずれも課税対象となっており、複数を重複して受給することはできない。

また、感染症によって事業に悪影響が生じた個人事業主やフリーランスに対しては、過去の営業利益水準の一部を支援する給付が行われている（個人事業主所得支援制度）⁷⁸。

(4) ドイツ

3月の第1次対策により、感染症拡大の影響を受けている中小企業や個人事業主等に対する500億ユーロ（6.1兆円）の緊急支援プログラム（Soforthilfe）が開始された。

この緊急支援（給付金）は、従業員10人以下の中小企業、個人事業主及びフリーランスを対象としており、①コロナショックの影響で経済的に困難な状況にあること、②3月より前には経済的に困難な状態になかったこと、③損失の発生が3月11日より後であること等が給付要件となっている。給付金額は、向こう3か月の資金繰り支援として、従業員5人以下の企業及び個人事業主等に対して最大9,000ユーロ（約110万円）、従業員10人以下の企業に対して最大1.5万ユーロ（約183万円）の一括給付となっており、給付金は課税対象となる⁷⁹。

(5) フランス

3月の第1次対策により、感染症対策で営業を禁止された飲食、小売、観光関連業を対象とする給付金のための連帯基金（fonds de solidarité）が創設された。当初、連帯基金による支援金は、売上高が大きく減少している飲食、小売、観光関連業の小規模企業等⁸⁰に対し、1か月当たり最大1,500ユーロ（約18万円）を給付する設計であった。

その後、同支援金は、営業制限の延長や中小企業・個人事業主の経済的困窮、4月の第2次対策等を受けて、累次の拡充がなされた。拡充後の支援内容は、①従業員10人以下、②直近決算の売上高が100万ユーロ（約1.2億円）未満、③年間課税対象利益が6万ユーロ（約732万円）未満である小規模企業、個人事業主、フリーランス等に対して、3～5月の月ごとの売上高が前年同月比50%以上減少等の場合は、1か月当たり最大1,500ユーロ（約18万円）を給付するというものである。この支援金は非課税とされている。また、より困難な経営状況にある小規模企業⁸¹は、1,500ユーロ（約18万円）に加えて、2,000～5,000ユーロ（約24万～61万円）

⁷⁷ “Apply for the coronavirus Local Authority Discretionary Grants Fund,” 2020.6.8. *ibid.* <<https://www.gov.uk/guidance/apply-for-the-coronavirus-local-authority-discretionary-grants-fund>> なお、助成金額や給付要件等は、地域の事情に応じて各自自治体が裁量的に選択することができる。

⁷⁸ 取引や操業に悪影響が生じている個人事業主やフリーランス（営業利益が年間5万ポンド（約696万円）未満）を対象に、1か月当たり営業利益（事業収入）の80%又は2,500ポンド（約35万円）を上限として、3か月分が給付される。Antony Seely David Hirst, “Coronavirus: Self-Employment Income Support Scheme,” *House of Commons Library Briefing Paper*, Number 8879, 2020.7.9, pp.5-7. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8879/CBP-8879.pdf>>

⁷⁹ “Finanzielle Hilfen zur Abfederung der Coronakrise.” Bundesministerium der Finanzen Website <<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Schlaglichter/Corona-Schutzschild/2020-03-19-Milliardenhilfe-fuer-alle.html>>

⁸⁰ ①年間売上高が100万ユーロ（約1.2億円）未満、②売上高が前年同月比で70%以上減少、③従業員10人以下、といった要件を満たす企業や個人事業主。

⁸¹ ①30日以内に支払われるべき負債や不動産賃料など固定費の支払いが不可能であり、②取引銀行への資金貸付依

の追加給付を1回限り受給できる⁸²。

さらに、営業禁止が長く続いた飲食、ホテル、観光、娯楽産業の小規模企業等については、特例措置として、支援金の給付対象が売上高200万ユーロ（約2.4億円）未満及び従業員数20人以下に拡大されるとともに、追加給付額は最大1万ユーロ（約122万円）に増額される。

2 家賃等支援

家賃は企業の売上高にかかわらず発生する固定費の主要項目であり、売上げ急減時にその負担が経営に与える影響は大きい。こうした事情を踏まえ、各国では、コロナショックで大きな影響を受けた事業者に対し、家賃支援策をとっている。その方策は、給付金等を提供するもの、家賃支払いの猶予等を一定期間認めることを規定するものの2種に大別される。

(1) 日本

6月の第2次対策で「家賃支援給付金」制度が導入された（予算額2兆242億円）⁸³。資本金10億円未満の中堅・中小企業等や個人事業主を対象とし、5月以降の売上高が大きく減少している事業者について、法人の場合1か月当たり最大100万円、個人事業主の場合最大50万円が、6か月分支給される。7月14日から申請が開始され、支給実施は8月以降となっている。

(2) 米国

中小企業等への支援融資である給与保護プログラム（PPP. IV2参照）は、不動産ローン金利や賃料に充てた部分は返済免除となり得ることから⁸⁴、家賃支援の要素を部分的に有している。

一方、連邦政府は、3月27日に制定された第3次対策において、政府系金融機関保証ローンが付与された住宅等に関し、個人や事業者が120日間家賃滞納による立ち退きを要求されないという、家賃支払いの猶予規定を導入した⁸⁵。多くの州においても同様の規定が設けられており、対象期間は様々である。これらは支払いの一時的猶予であり、家賃の免除ではない。

(3) 英国

3月25日に制定された2020年コロナウイルス法に基づく措置により、家主が家賃滞納等を理由として不動産の借主に立ち退きを要求する場合、3か月間の事前通知を要することが規定された⁸⁶。これは借主にとって、コロナショックの影響で家賃が払えなくても、3か月間は退去する必要がないことを事実上意味する。家賃支払猶予期間はその後5か月間（8月23日まで）に延長された⁸⁷が、米国と同様、これらの措置も家賃の免除ではない。

(4) ドイツ

7月の第3次対策で措置された「つなぎ支援金」（Corona Überbrückungshilfe）制度（予算額

頼が拒否されており、③3月1日から5月11日までの間に営業を禁止された等を満たすもの。

⁸² “LE FONDS DE SOLIDARITE Quelles démarches pour quelles entreprises?” (CORONAVIRUS COVID-19) 2020.6.30. economie.gouv.fr Website <https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP-Fonds_de_solidarite.pdf>

⁸³ 「家賃支援給付金に関するお知らせ」経済産業省ウェブサイト <<https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>>

⁸⁴ ただし、免除額のうち一定割合は給与（payroll）に充てるという条件が付いている（前掲注(47)参照）。

⁸⁵ Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act or the CARES Act, P.L.116-136, Sec.4024.

⁸⁶ Coronavirus Act 2020 c.7, Sec.81.

⁸⁷ “Press release: Ban on evictions extended by 2 months to further protect renters,” 5 June 2020. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/news/ban-on-evictions-extended-by-2-months-to-further-protect-renters>>

246 億ユーロ（約 3.0 兆円）⁸⁸は、家賃支援のための給付金の要素を有している。中小企業や個人事業主を対象とし、固定費を支援の対象とするため、前述のように固定費の中でも主要な位置を占める家賃に対する給付の性格が強い⁸⁹。具体的には、4 月と 5 月の売上げが前年同月比 60%以上減少した企業に対し、固定費の 40%から 80%相当額(売上減の度合いによって異なり、6 月から 8 月までの 3 か月間で最大 15 万ユーロ（約 1830 万円）を限度とする）が支給される。

また、第 1 次対策の一環として 3 月 27 日に成立した、民法等における COVID-19 の影響を緩和する法律⁹⁰では、4 月から 6 月までの家賃滞納に基づき賃貸借契約を解除することを禁止し、この間の家賃について支払猶予を認めることを規定した。なお、猶予された家賃は 2 年以内に支払わなければならないとされている。

(5) フランス

3 月 25 日に制定されたオルドナンス（行政立法）⁹¹により、連帯基金（前節参照）の対象とされる業種に属する中小企業や個人事業主において、家賃、光熱水料等の支払いの一時的猶予措置が講じられた⁹²。①従業員 10 人以下、②2019 年の売上高が 100 万ユーロ（約 1.2 億円）未満、③3 月中の売上高が前年同月比で 50%以上減少していることなどが、措置の対象となる主な要件である。3 月 12 日から「公衆衛生上の緊急事態」終了後 2 か月間に納期限を迎える家賃等がこの期間中猶予となり、遅延金利等が発生しない。なお、家主と借主との協議に基づき、猶予されていた家賃を事後的に支払うことが想定されている。

3 税制面での支援

事業者への税制面での支援には、主に①納税猶予（納付期限の延期）、②固定資産税の減免特例措置がある。

(1) 日本

所得税、法人税、消費税（以上、国税）及び固定資産税（地方税）を含むほとんど全ての税目（2 月 1 日から 2021 年 2 月 1 日までに納付期限が到来するもの）で一定の要件を満たす場合に、1 年間の納税猶予が認められる（第 1 次対策で措置）⁹³。また、売上げが減少した中小事業者について、その所有する償却資産及び事業用家屋に対する 2021 年度の固定資産税及び事業用家屋に対する同年度の都市計画税が減免される（第 1 次対策で措置）⁹⁴。

⁸⁸ “Eckpunkte der Überbrückungshilfe.” Bundesministerium der Finanzen Website <<https://www.ueberbrueckungshilfe-unt-ernehmen.de/UBH/Redaktion/DE/Artikel/allgemeine-informationen-zur-ueberbrueckungshilfe.html>>

⁸⁹ 支援の対象となる固定費には、他に光熱水料、固定資産税などが含まれる。

⁹⁰ Gesetz zur Abmilderung der Folgen der COVID-19-Pandemie im Zivil-, Insolvenz- und Strafverfahrensrecht vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569) <https://www.bmjv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/Bgbl_Corona-Pandemie.pdf?__blob=publicationFile&v=1>; 泉 前掲注(59), p.7.

⁹¹ Ordonnance n° 2020-316 du 25 mars 2020 relative au paiement des loyers, des factures d'eau, de gaz et d'électricité afférents aux locaux professionnels des entreprises dont l'activité est affectée par la propagation de l'épidémie de covid-19 <<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000041755842&categorieLien=id>>

⁹² 三輪和宏「【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定」『外国の立法』284-1 号, 2020.7, p.9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11512839_po_02840103.pdf?contentNo=1>

⁹³ 具体的には、①2 月以降の任意の期間（1 か月以上）に、事業等の収入が前年同期と比較しておおむね 20%以上減少している、かつ、②一時に納税することが困難である、の 2 つが要件となり、無担保かつ延滞税なしで猶予される。財務省「納税を猶予する「特例制度」」<https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf>

⁹⁴ 2 月から 10 月までの任意の 3 か月間の売上げが、前年の同期間と比べて 30%以上 50%未満減少している場合は課税標準が 2 分の 1 に、50%以上減少している場合は課税標準がゼロとされる。総務省「地方税法等の一部を改正す

(2) 米国

所得税、法人税を含むほとんどの連邦税の確定申告及び納付の期限が、4月15日から7月15日に延期されている。この措置は全ての納税者に自動的に適用され、申請不要である（国家緊急事態宣言に伴う措置）⁹⁵。

(3) 英国

3月20日から6月30日までに納付期限が到来する付加価値税の納付期限を2021年3月31日に、個人事業主に対する所得税の納付期限を7月31日から2021年1月31日に延期することが認められる（第3次対策で措置）⁹⁶。また、小売店や飲食店等の施設に対する2020年度の固定資産税（business rates）⁹⁷が免除される。この措置は、地方自治体によって自動的に適用され、申請は不要である（第1次対策で措置）⁹⁸。

(4) ドイツ

事業者に対して所得税、法人税、付加価値税（2020年中に納付期限が到来するもの）の納付期限を一時的に延期することが認められる（第1次対策で措置）⁹⁹。

(5) フランス

事業者に対する直接税（3月から5月に納付期限を迎える法人税、給与税¹⁰⁰）の納付期限を6月30日に延期することが認められる（第1次対策で措置）¹⁰¹。

4 金融面での支援

事業者への金融面での支援には、主に①政府系金融機関による融資、②民間金融機関による公的信用保証付融資、③資本性の資金供給による資本増強策がある¹⁰²。

る法律の概要」2020.4. <https://www.soumu.go.jp/main_content/000686226.pdf>

⁹⁵ “Coronavirus Tax Relief: Filing and Payment Deadlines.” IRS Website <<https://www.irs.gov/coronavirus/coronavirus-tax-relief-filing-and-payment-deadlines>>

⁹⁶ “Deferral of VAT payments due to coronavirus (COVID-19).” 2020.7.1. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/guidance/deferral-of-vat-payments-due-to-coronavirus-covid-19>>; “Defer your Self Assessment payment on account due to coronavirus (COVID-19).” 2020.5.15. *idem* <<https://www.gov.uk/guidance/defer-your-self-assessment-payment-on-account-due-to-coronavirus-covid-19>>

⁹⁷ 非居住用不動産の占有者に課せられる税（課税評価額及び税率が国によって決定されるが、徴収は基礎自治体によってなされる。税収の50%は、「国の取り分」（central share）であり、一旦国庫に納められた後、一定の基準に従い、国から各自自治体に再配分される。税収の残りの50%は、「地方の取り分」（local share）として、その収入見込み額が徴税を行う基礎自治体等（広域自治体を含む。）に割り当てられる。）

⁹⁸ “Check if your retail, hospitality or leisure business is eligible for business rates relief due to coronavirus (COVID-19).” 2020.3.18. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/guidance/check-if-your-retail-hospitality-or-leisure-business-is-eligible-for-business-rates-relief-due-to-coronavirus-covid-19>>

⁹⁹ “Steuerliche Hilfen für Unternehmen und Beschäftigte.” 2020.7.30. Bundesministerium der Finanzen Website <<https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Schlaglichter/Corona-Schutzschild/2020-03-19-steuerliche-Massnahmen.html>>

¹⁰⁰ 一部の企業（付加価値税が課税されない又は前年度売上げの90%以上が付加価値税の非課税取引である企業）が支払う給与に対して課される税をいう。柳瀬秀郎「フランスの税務行政と税制の概要」『税大ジャーナル』9号、2008.10、p.179. <https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/backnumber/journal/09/pdf/09_08.pdf>

¹⁰¹ “L’activité de votre entreprise est impactée par le Coronavirus COVID-19. Quelles sont les mesures de soutien et les contacts utiles pour vous accompagner?” 2020.6.30. economie.gouv.fr Website <<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/Coronavirus-MINEFI-10032020.pdf>>

¹⁰² 中央銀行による流動性供給、金融システム安定化等の対応策については、大森健吾「コロナショックと財政・金融政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1105号、2020.7.14、p.2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11511177_po_1105.pdf?contentNo=1> を参照。

(1) 日本

政府系金融機関のうち日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫（以下、両者を合わせて「公庫」という。）及び商工組合中央金庫（商工中金）が、感染症の影響を受けて売上高が前年同期比で5%以上減少した中小企業等に対し、運転・設備資金を無担保かつ優遇金利（一部は実質無利子）で融資する。中堅・大企業には、日本政策投資銀行（DBJ）及び商工中金が企業の資金ニーズに応じた融資を行う（第1・2次対策で措置）。民間金融機関からの公的信用保証付融資も行われている¹⁰³（表3）。政府は、金融機関等に対し、事業者への積極的な支援を数次にわたり要請し¹⁰⁴、民間金融機関に公的資金を注入する条件も緩和した¹⁰⁵。融資のほか、感染症の影響で業況が悪化した企業等に対し、公庫及び商工中金が、資本金劣後ローン¹⁰⁶を供給する（第2次対策で措置。8月3日～）。官民ファンドによる支援も強化された（表4）。

表3 日本の中小・小規模事業者に対する金融面での主な支援策

日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫(公庫)、商工中金(商)による融資		
一般向け	(公庫)セーフティネット貸付（今後影響が見込まれる事業者も対象として要件緩和。2月14日～）	—
	(公庫)新型コロナウイルス感染症特別貸付（新設。3月17日～）	—
	(公庫)新型コロナウイルス対策マル経融資（商工会議所の経営指導を受けた事業者向け。3月17日～）	金利優遇
	(商)危機対応融資（商工中金の株主団体及びその組合員向け。3月19日～）	—
生活衛生関係事業者（ホテル・旅館、飲食等）向けに、公庫は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス対策衛経融資（ともに3月17日～）、衛生環境激変対策特別貸付（2月21日～）も行う。		
民間金融機関による公的信用保証付融資（一定の要件で、保証料を減免、実質無利子化）		
セーフティネット保証4号（幅広い業種に影響が出ている地域で融資額に対する100%の信用保証。3月2日～全国）		
セーフティネット保証5号（特に重大な影響が出ている業種に融資額に対する80%の信用保証。5月1日～全業種）		
危機関連保証（公的信用保証制度の対象業種の事業者を対象に融資額に対する100%の信用保証。3月13日～）		

（注1）新設された支援のみ「新設」と記載。

（注2）第1・2次対策等で措置。

（出典）経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」 <<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>> 等を基に筆者作成。

表4 日本の官民ファンドによる事業者への金融面での支援

日本政策投資銀行	新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（新事業開拓等に取り組む企業に資本金を供給。5月1日～） ^(注)
地域経済活性化支援機構	災害復興支援ファンド等の規約変更により支援対象事業者の範囲を拡大（6月30日～）
中小企業基盤整備機構	中小企業経営力強化支援ファンド（地域の核となる事業者への出資。7月3日～） 中小企業再生ファンド（中小企業再生のための投資・債権買取。7月3日～）
産業革新投資機構	投融资枠を拡大し、事業再編等を支援

（注）第1・2次対策で措置。2段目以下は、第2次対策で措置。

（出典）各機関のウェブサイト等を基に筆者作成。

(2) 米国

中小企業庁（Small Business Administration: SBA）が、感染症により事業に損害が生じている中小企業（従業員数500人以下）に対して200万ドル（約2.2億円）までの運転資金の融資を行う（経済的損害・災害融資プログラム（Economic Injury Disaster Loans: EIDL. 第1・3・4次対

¹⁰³ 都道府県等の制度融資を活用し、民間金融機関を経由した実質無利子・無担保融資も開始された（第1次補正予算。5月～）。

¹⁰⁴ 内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・中小企業庁「新型コロナウイルス感染拡大に伴う政策金融機関等への配慮要請の実施について」2020.2.7. 財務省ウェブサイト <https://www.mof.go.jp/financial_system/fiscal_finance/torikumi/korona-taiou.html> 等。

¹⁰⁵ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第59号）。現行法の期限（2022年3月）を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設ける。

¹⁰⁶ 借り手である企業の側から見ると、長期間にわたり元本返済を行う必要がなく、企業会計上、資本とみなされる。

策で措置。3～12月)¹⁰⁷。

(3) 英国

感染症の影響を受けた企業は、英国ビジネス銀行 (British Business Bank) が認証した金融機関から公的信用保証付融資を受けることができる。中堅・大企業向けの緊急融資「コロナウイルス大規模事業中断ローン制度」 (Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme: CLBILS. 年間売上高 4500 万ポンド (約 62.6 億円) 超の企業が対象。4月16日に政府が公表。4月20日～)、中小企業向け緊急融資「コロナウイルス事業中断ローン制度」 (Coronavirus Business Interruption Loan Scheme: CBILS. 年間売上高 4500 万ポンド (約 62.6 億円) 以下の企業が対象。第1次対策で措置。3月23日～) (ともに政府が一部を保証)、これらを利用していない中小企業向けの緊急少額融資「バウンスバック融資制度」 (Bounce Back Loan Scheme: BBLS. 政府が全額保証。4月17日に政府が公表。5月4日～) がある。スタートアップ企業向けには、所定の期間経過後、株式に転換される融資 (Future Fund. 4月20日に政府が公表。5月20日～) が提供される¹⁰⁸。

(4) ドイツ

感染症の影響を受けた企業は、国営のドイツ復興金融公庫 (KfW) から、企業の創業年数や売上高に応じて運転資金の融資を受けることができる (第1次対策で措置。3月23日～)。民間金融機関からの公的信用保証付融資やスタートアップ企業向けの支援もある¹⁰⁹。経済安定化基金 (Wirtschaftsstabilisierungsfonds. 新設。第1次対策で措置) は、①総資産 4300 万ユーロ (約 52.5 億円) 超、②年間売上高 5000 万ユーロ (約 61 億円) 超、③年間平均従業員数 249 人超のいずれか 2 つを満たす企業に対して、金融機関からの融資に対する公的信用保証や劣後債等の買入れによる企業の資本増強策を実施している¹¹⁰。

(5) フランス

感染症の影響を受けた企業に対し、従業員数や売上高に応じて民間金融機関からの公的信用保証付融資が行われている (第1・2次対策で措置。3月16日～12月31日)¹¹¹。

¹⁰⁷ “Economic Injury Disaster Loans.” SBA Website <<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/economic-injury-disaster-loan>> EIDL による融資を給与保護プログラム (PPP. IV2 参照) と同じ用途に充てることはできない。PPP には返済が免除される部分があり、それ以外は融資として扱われる。

¹⁰⁸ “Coronavirus Business Interruption Loan Schemes and Future Fund.” British Business Bank Website <<https://www.british-business-bank.co.uk/ourpartners/coronavirus-business-interruption-loan-schemes/>>

¹⁰⁹ “Maßnahmenpaket für Unternehmen gegen die Folgen des Coronavirus,” 2020.7.22. Bundesministerium für Wirtschaft und Energie Website <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Downloads/M-O/massnahmenpaket-fuer-unternehmen-gegen-die-folgen-des-coronavirus.pdf?__blob=publicationFile&v=44>

¹¹⁰ WStFG, *op.cit.*(22)

¹¹¹ Loi n° 2020-289 du 23 mars 2020 de finances rectificative pour 2020, Article 6. 特に中小・中堅の輸出企業に対して、公的投資銀行 (Bpifrance) を通じた公的信用保証が拡大された (“Plan de soutien aux entreprises françaises exportatrices,” 2020.3.31. economie.gouv.fr Website <https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/DP_Plan_de_soutien_aux_entreprises_francaises_exportatrices.pdf>)。従業員 5 千人以上又はフランス国内の売上高 15 億ユーロ (約 1830 億円) 以上の大企業が公的信用保証付融資を受ける場合は、2020 年末まで株主配当や自社株買いをしてはならない (“FAQ Engagement de responsabilité pour les grandes entreprises bénéficiant de mesures desoutien en trésorerie,” 2020.5.5. *idem* <<https://www.economie.gouv.fr/files/files/PDF/2020/covid-faq-termes-references-dividendes.pdf>>)。

おわりに

コロナショックに対して、各国は未曾有の規模の経済対策を講じている。感染対策として外出や営業を規制し、生産と需要を人為的に抑制しながらも、大恐慌時のような失業者の急増や、信用不安の拡大を回避できていることは、政策が一定程度機能していると言えよう。

感染症の抑制状況に応じて外出や営業の規制は段階的に解除され、経済活動は再開しているが、我が国を含め世界的に感染者数が再び増加しており、感染を防止しつつ経済活動を正常化させることは容易ではない。緊急対策として実施した政策の一部は期限を迎えるものもあり、経済動向を踏まえて、今後の対応を検討することになる。その際には、今般の政策について、有効性、公平性、迅速性などの観点から、改善すべき点の有無を検証する必要がある。

なお、大規模な経済対策によって、各国政府、中央銀行、民間企業のいずれの債務も増大している。例えば、新興国や中小企業に信用不安が生じれば、コロナ債務による世界金融危機となる可能性がある。感染症流行状況を監視しつつ、国際的な協調の下、各国が、適切なタイムスケジュールで、非常時モードから平常時モードに復帰することも中長期的な課題となる。

【執筆者一覧】

はじめに		経済産業調査室	小池 拓自
I 経済状況		経済産業調査室	小池 拓自
II 経済対策の規模		財政金融課	青木 虎徹
III 生活者への支援	1 家計向け給付	財政金融課	田村 なつみ
	2 税制面での支援	財政金融課	田村 なつみ
IV 雇用の維持等		社会労働課	堤 健造
V 事業者への支援	1 給付金	経済産業課	岡田 悟
	2 家賃等支援	経済産業調査室	奥山 裕之
	3 税制面での支援	財政金融課	田村 なつみ
	4 金融面での支援	財政金融課	高澤 美有紀
おわりに		経済産業調査室	小池 拓自
巻末表			担当部分分担

【新型コロナウイルス感染症に関連する国立国会図書館調査及び立法考査局の刊行物一覧】

令和2年9月8日時点

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』

- 新型コロナウイルス感染症の状況—感染拡大防止に向けた経緯と課題— (1099号, 2020.6.15.)
 - COVID-19と緊急事態宣言・行動規制措置—各国の法制を中心に— (1100号, 2020.6.15.)
 - 新型コロナウイルス感染症と経済対策—令和2年度第2次補正予算まで— (1102号, 2020.7.7.)
 - コロナショックと財政・金融政策 (1105号, 2020.7.14.)
 - パンデミックの経済的影響と経済対策—SARS等の経験から— (1107号, 2020.7.16.)
 - 日本銀行によるリスク性資産の買入れ—効果・副作用・出口の議論— (1108号, 2020.7.30.)
 - 持続可能な観光をめぐる政策動向—コロナ時代の観光を見据えて— (1110号, 2020.8.18.)
 - 新型コロナウイルス感染症への政策対応—主要国の経済対策の概要— (1111号, 2020.9.8: 本号)
 - コロナショックと家計—2020年上半期の家計消費及び所得の動向— (1112号, 2020.9.8.)
-

『レファレンス』

- スイスの新型コロナウイルス感染症対策—新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 第2次命令— (資料) (834号, 2020.7.)
-

『外国の立法』

- 【イギリス】新型コロナウイルス対策のための規則の制定等
 - 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—感染地域での活動制限等— (以上、283-1号, 2020.4.)
 - 【EU】新型コロナウイルス感染症対策
 - 【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法
 - 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—緊急法律命令6件を制定—
 - 【韓国】新型コロナウイルス感染症対策強化のための法改正
 - 【フィリピン】大統領の権限強化による新型コロナウイルス感染症対策 (以上、283-2号, 2020.5.)
 - 【EU】緊急時失業リスク緩和支援 (SURE) 規則の施行—新型コロナウイルス感染症を理由とした失業の抑制—
 - 【イギリス】コロナウイルス法の制定
 - 【フランス】新型コロナウイルス感染症の流行に対処する緊急法の制定
 - 【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法 (その2)
 - 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—家庭・労働者・企業に対する支援—
 - 【韓国】新型コロナウイルス感染症に関する緊急災難支援金の支給
 - 【中国】野生動物の違法取引や食用等を禁ずる決定及び公衆衛生に係る立法計画の制定
 - 【シンガポール】新型コロナウイルス感染症 (暫定措置) 法 (以上、284-1号, 2020.7.)
 - 【アメリカ】コロナ下の連邦議会下院における遠隔審議
 - 【イギリス】コロナウイルス関連規則の制定—活動制限 (ロックダウン) の概要—
 - 【フランス】新型コロナウイルス感染症による経済危機に対処する予算
 - 【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律
 - 【イタリア】新型コロナウイルス感染症対策—全国的な緊急事態下における権利制限—
 - 【オーストラリア】2020年プライバシー法改正 (公衆衛生接触情報) 法 (以上、284-2号, 2020.8.)
-

巻末表 新型コロナウイルス感染拡大に伴う諸外国の主要な経済対策

		日本	米国	英国	ドイツ	フランス	
経済対策の規模		①4月7日閣議決定、4月20日変更の閣議決定、4月30日令和2(2020)年度第1次補正予算成立(約117.1兆円、景気刺激策を含む。) ②5月27日閣議決定、6月12日第2次補正予算成立(約117.1兆円)	①3月6日2020年度補正予算法制定(約83億ドル(約0.9兆円)) ②3月18日補正予算法制定(約1000億ドル(約10.9兆円)) ③3月27日補正予算法制定(約2兆2000億ドル(約239.8兆円)) ④4月24日補正予算法制定(約4840億ドル(約52.8兆円)) ⑤第5次対策について議会で審議	①3月11日発表(2020年度予算案)、3月16日暫定予算法制定(約300億ポンド(約4.2兆円)) ②3月17日発表(約3500億ポンド(約48.7兆円)) ③3月20日発表(金額未発表) ④7月8日発表(約300億ポンド(約4.2兆円)、景気刺激策を含む。)	①3月23日発表、3月27日2020年度第1次補正予算法成立(約7500億ユーロ(約91.5兆円)) ②4月22日与党連立委員会から発表(約100億ユーロ(約1.2兆円)) ③6月3日発表、7月3日第2次補正予算法成立(約1300億ユーロ(約15.9兆円)、景気刺激策を含む。)	①3月17日発表、3月23日2020年度第1次補正予算法制定(約3450億ユーロ(約42.1兆円)、政府保証枠を含む。) ②4月15日発表、4月25日第2次補正予算法制定(約650億ユーロ(約7.9兆円))追加及び政府保証枠の充実 ③6月10日発表、7月30日第3次補正予算法制定(約260億ユーロ(約3.2兆円))追加	
	生活者への支援	家計向け給付	①特別定額給付金の給付(住民1人当たり一律10万円) ①子育て世帯への臨時特別給付金(子1人当たり1万円。所得制限あり)	③経済的影響給付金の給付(国民等に対し、大人1人当たり最大1,200ドル(約13.1万円)、子1人当たり最大500ドル(約5.5万円)。所得制限あり)	—	③児童ボーナスの給付(子1人当たり300ユーロ(約3.7万円)。所得制限あり)	—
		税制面での支援	—	—	④外食や宿泊等に対する付加価値税率を、標準税率の20%から軽減税率の5%に引下げ	③付加価値税の標準税率を19%から16%に、軽減税率を7%から5%に引下げ ②外食等に対する付加価値税率を、標準税率から軽減税率に引下げ	—
雇用の維持等		①②企業に対する雇用調整助成金の拡充 ②企業から休業手当が支払われなかった中小企業の労働者に、日額1万1000円を上限に賃金の8割を支給 ②失業手当の給付期間延長 ①②休校に伴い労働者に休暇を取得させた企業に助成金を支給	③④中小企業向け給与保護プログラム(PPP。返済免除措置のある融資) ③雇用主の支払う給与と税の税額控除(従業員給与の50%相当額が適用され、還付可能) ③失業保険給付の拡充	③企業に対する一時帰休者の給与の8割補助(月額最大2,500ポンド(約34.8万円)) ④一時帰休者の給与8割補助の期限切れ後の継続雇用促進(1人当たり1,000ポンド(約13.9万円)) ④若年層を雇用した企業に給与支援	①②操業短縮を行った企業に対する休業者の給与補助の拡充 ②失業手当の給付期間延長 ①休校の影響を受けた12歳未満の子を持つ労働者への給与補助(月額最大2,016ユーロ(約24.6万円))	①②③事業活動を縮小した企業に対する休業者の給与補償の拡充(月額最大6,927ユーロ(約84.5万円)) ②休校の影響を受けた16歳未満の子を持つ労働者への給与補償 ・若年層を雇用した企業に対する補助(最大4,000ユーロ(約48.8万円))	

		日本	米国	英国	ドイツ	フランス
事業者への支援	給付金	①事業収入が前年同月比 50% 以上減少した中小企業等に最大 200 万円、個人事業主に最大 100 万円の給付(持続化給付金) ②創業間もない企業、給与所得等で確定申告した個人事業主等を給付対象に追加 ①②地方自治体への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(休業協力金等に充当可。①総額 1 兆円、②2 兆円追加)	③④中小企業向け給与保護プログラム(PPP. 再掲。返済免除措置のある融資) ①③④経済的損害・災害融資プログラム(EIDL. 緊急資金の事前給付がある融資)	②固定資産税 (business rates) 減免対象の中小企業への助成金給付 (1 万ポンド (約 139 万円)) ②小売・観光・レジャー産業の中小企業への助成金給付(最大 2.5 万ポンド (約 348 万円)) ③個人事業主の営業利益水準の 8 割を給付 (月額最大 2,500 ポンド (約 35 万円)) ・不動産関連の固定費負担がある中小企業等への助成金給付(2.5 万ポンド(約 348 万円)、1 万ポンド (約 139 万円) 又は 1 万ポンド未満)	①経済的に困難な状況にある中小企業・個人事業主等への給付 (3 か月分、従業員が 5 人以下の場合は最大 9,000 ユーロ (約 110 万円)、10 人以下の場合は最大 1.5 万ユーロ (約 183 万円))	①②連帯基金から小規模企業・個人事業主等への給付 (月額最大 1,500 ユーロ (約 18 万円))、より困難な経営状況にある小規模企業には、2,000~5,000 ユーロ (約 24 万~61 万円) の追加給付
	家賃等支援	②中小企業等への家賃支援給付 (1 か月当たり法人最大 100 万円、個人事業主最大 50 万円、6 か月分)	③家賃支払猶予規定の導入(政府系金融機関保証ローンが付与された住宅等対象、120 日間) ③④給与保護プログラム(PPP. 再掲。返済免除措置のある融資。家賃も返済免除対象)	・家賃支払猶予規定の導入 (3 か月間、後に 5 か月間に延長)	③つなぎ支援金の給付(固定費の 40~80%、最大 15 万ユーロ (約 1830 万円)) ①家賃支払猶予規定の導入 (4 月から 6 月までの家賃の支払いを最大 2 年間猶予)	・家賃等の支払猶予措置の導入 (3 月 12 日から「公衆衛生上の緊急事態」終了の 2 か月後まで)
	税制面での支援	①国税及び地方税のほとんど全ての税目の納税猶予 ①中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置	・ほとんどの連邦税の納付期限の延期	①小売店や飲食店等の施設に対する固定資産税 (business rates) の免除 ③付加価値税及び個人事業主に対する所得税の納付期限の延期	①所得税、法人税、付加価値税の納付期限の延期	①法人税、給与税の納付期限の延期
	金融面での支援	①②政府系金融機関による融資 ①②民間金融機関による公的信用保証付融資 ・民間金融機関に公的資金を注入する条件の緩和 ②資本性劣後ローンの供給 ②官民ファンドによる支援	①③④経済的損害・災害融資プログラム(EIDL. 再掲。緊急支援金の事前給付がある融資) ③④中小企業向け給与保護プログラム(PPP. 再掲。返済免除措置のある融資)	・中堅・大企業向け緊急融資 ①中小企業向け緊急融資 ・中小企業向け緊急少額融資 ・スタートアップ向け株式転換型融資	①ドイツ復興金融公庫 (KfW) による融資 ①経済安定化基金による公的信用保証等	①②民間金融機関による公的信用保証付融資

(注 1) 日付はいずれも 2020 年のものである。各施策に付されている丸付き数字は、「経済対策の規模」の欄の数字に対応しており、「・」は、対応が必ずしも明確でないことを意味する。「-」は、本稿で取り上げるべき施策が確認できなかったことを意味する。

(注 2)“Exchange Rates selected indicators.” International Monetary Fund Website <<https://data.imf.org/regular.aspx?key=61545862>> における 2019 暦年の実績値 (平均) に基づき、1 ドル=109.01 円、1 ポンド=139.14 円、1 ユーロ=122.03 円として邦貨換算した。

(出典) 各国政府のウェブサイト、各種報道等を基に作成。